

令和4年度

第382回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第382回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番の仲泊元輝委員から欠席の報告が入っております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、1番の仲宗根正人委員、12番の新垣実委員、よろしくお祈りします。</p> <p>事前現地調査委員は、5番の島袋貴委員、6番の大城信男委員、7番の宮城徳重委員、報告者は5番の島袋貴委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号6番から7番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号6番から7番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>現地調査は5番の島袋貴委員、6番の大城信男委員、7番の宮城徳重委員の3名で行っておりますので、調査報告を5番の島袋貴委員よりお願いいたします。</p>
5番	<p>9月22日木曜日、午後1時から午後3時まで6番の大城信男委員、7番の宮城徳重委員、私5番の島袋貴、また事務局からは譜久山局長と與那嶺主査の5人で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、大城信男委員、宮城徳重委員、よろしくお祈りいたします。</p> <p>それでは座って報告いたします。</p> <p>ご報告いたします。議案第1号、受付番号6番、見取図の1ページになります。申請地の古謝●丁目●●●は、古謝公民館の北西に位置し、現況は苗圃場でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきまして、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積1,391㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはドンペアの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号7番、見取図の2ページになります。申請地の字知花●●●●●●●●●●は、東南植物楽園の北に位置し、現況はハウスでした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきまして、新規就農</p>

	<p>になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者4名で年農業従事日数250日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積1万3,591㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜、花卉を栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号6番から7番について、委員の意見を求めます。どうぞ、4番 仲宗根光夫委員。</p>
4番	<p>受付番号7番ですが、3条の規定でやっているのだが、今はやりの簡単にする方法ができないものか。3条というのはいろんな書類があるものだから、しかし基盤強化法を使えばすぐ利用権ができそうなんだけれども、ここはどうでしょうか。</p> <p>もう一つは、土地は●●さんのものなんだが、新しく会社を興してからこっちに貸す形になっているのか。</p>
事務局	<p>利用権ができないのかというお話でございます。2点目につきましては、●●個人から代表取締役であります●●さんへの10年間の3条使用貸借、無償で貸して、法人としてこれからやっていくという形態です。</p> <p>最初の利用権でできないものかというお話なんですけど、選択肢の中でできは</p>
4番	<p>これを選んだということですか。</p>
事務局	<p>そうです。選んだというふうになっております。</p> <p>確かに新規就農なので、もっと簡素化できないのかというのは課題でありますけれども、現在3条手続はそのようになっておりますので、その辺はご理解ください。</p>
4番	<p>●●さんの場合は地主が一人なものですからほかというのがないから、ほぼ一人ですね。今、自分が進めているのが、きょうだいが多過ぎて、印鑑もらうのがとても大変で、白地なものですからどうしても3条じゃないといけないということで、やがて完成はするんだけれども、もっと利用権みたいにしやすいものかというのが自分の言いたいところです。</p>
4番	<p>何でこれを取ったという、一人のものは取りやすいんだけど、きょうだいがたくさんいるとみんなから、方々東京行ったり、九州行ったりと時間がかかり過ぎて、やっとまとまりつつあるんだけど、もっといい方法はないかなと</p>

議長	<p>思っ、この3条に關してもね。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号6番、7番について何かございましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がございますので、進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号6番から7番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号4番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>受付番号4番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、5番 島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号4番、見取図の3ページになります。申請地は、南桃原保育園の北西に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地といたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号4番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますので、進行いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員が賛成。承認相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号9番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号9番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、5番 島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>
<p>5番</p>	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号9番、見取図の4ページになります。申請地は、大里公民館の北東に位置し、現況はキビ畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号9番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>進行の声が上がっております。進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号9番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対</p>

	<p>する意見について、受付番号9番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>受付番号3番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、5番 島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号3番、見取図の5ページになります。申請地は、泡瀬第2公民館の西に位置し、現況はキビ畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号3番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がございましたので、進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号3番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。承認相当といたします。</p> <p>議案第5号、受付番号44番から53番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい</p>


<p>議長</p> <p>5 番</p> <p>議長</p>	<p>て。</p> <p>受付番号 4 4 番から 5 3 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 5 号についても現地調査されておりますので、5 番 島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第 5 号、受付番号 4 4 番、見取図の 6 ページになります。申請地は、県営高原団地の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 4 5 番、4 6 番、見取図の 7 ページになります。申請地は、県立美里工業高校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 4 7 番、見取図の 8 ページになります。申請地は、与儀公民館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 4 8 番、見取図の 9 ページになります。申請地は、沖縄市老人福祉センターかりゆし園の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 4 9 番、見取図の 1 0 ページになります。申請地は、市立美東小学校の南東に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 5 0 番、見取図の 1 1 ページになります。申請地は、泡瀬第 2 公民館の西に位置し、現況はキビ畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 5 1 番、5 2 番、見取図の 1 2 ページになります。申請地は、市立美東小学校の北に位置し、現況は一部バナナの生えた更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 5 3 番、見取図の 1 3 ページになります。申請地は、登川公民館の東に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--------------------------------	---

	<p>訂正があるようですから、しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p> <p>再開いたします。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号44番から53番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番 宮城委員。</p>
7番	<p>ただいまの受付番号47番の件ですが、訂正があったのは、調査の日ですか。</p>
事務局	<p>調査の次の日ぐらいだったと思います。</p>
7番	<p>これは調査が終わった次の日なんですね。</p>
事務局	<p>次の日に全部訂正したということで来ていたので、ちょっと直すのが遅れてしまったんです。</p>
7番	<p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>ないようですので、進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号44番から53番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号44番から53番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>議案第1号から第5号までのご審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第382回総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>



上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年9月27日

会 長 池宮 敏 基 

議 長 池宮 敏 基 

1 番 仲 宗 根 正 人 

1 2 番 新 垣 実 